定款

一般社団法人 ABAREWORK 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ABAREWORK と称する(呼称:アバリワーク)。

(事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県坂戸市に置く。
 - 2. 当法人は、理事の過半数による決定で従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

- 第3条 当法人は、海岸線漂着ごみの削減及び環境保全に資するプラスチック製品等の普及に 寄与することを目的とし、次の事業を行う。
 - (1)海岸線漂着ごみの削減を目的として海岸線漂着ゴミの調査及び分析と削減のための対策の立案と実現の推進。
 - (2)使用済み発泡スチロール(以下、EPS)フロートの再生成形品の製造、仕入れ、販売及び EPS フロートの循環資源としての社会的認知の普及促進活動。
 - (3) 海の環境と陸地の環境は密接な関係があることから、農林水産業に資する環境改善提案及び資材の普及のための製造、仕入れ、販売及び必要に応じた普及活動。
 - (4) 環境保全に適応可能なプラスチック製品等の開発及び他の開発者への助言や指導及びコンサルタント業務。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

- 第5条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律上の社員とする。
 - (1)正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2. 会員として入会しようとする者は、当法人の所定の様式による申し込みをし、代表理事の 承認を得るものとする。

(経費負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会する ことができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会 員を除名することができる。
 - (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を 喪失する。
 - (1)総正会員が同意したとき。
 - (2) 当該会員が死亡若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、 これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
 - 2. 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員 総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

- 第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員 の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1)社員の除名
 - (2)定款の変更
 - (3)解散
 - (4)その他法令で定めた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

- 第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該 提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
 - 2. 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は押印する。

第4章 理事

(理事の設置)

第21条 当法人に、理事2名以上を置く。

- 2. 理事のうちから、代表理事1名を定める。
- 3. 理事の中から、副代表理事、専務理事、常務理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2. 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事は理事の互選によって定める。
- 3. 理事のうち、理事のいずれかの1名と配偶者又は3親等以内の親族その他特別な関係 にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2. 理事は、当法人の業務を執行する。

(任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社 員総会の終結の時までとする。
 - 2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するまでとする。
 - 3. 理事は第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、 社員総会の決議をもって定める。

第5章 基金

(基金を引き受けるものの募集)

第27条 当法人は、基金を引き受けるものの募集を行うことができる

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない

(基金の返還の手続き)

第29条 基金の返還の手続きは、定時社員総会の決議を以て開始される。

第6章 計算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

- 第31条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年 度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。
 - (1)事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
 - 2. 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
 - 3. 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第32条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(定款の変更)

第33条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

- 第34条 当法人は、次の事由をもって解散する。
 - (1) 社員総会の特別決議
 - (2) 社員が欠けたこと
 - (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る)
 - (4) 破産手続き開始の決定
 - (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第35条 当法人が清算をする際に保有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法 人もしくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項 の認定をうけたものに限る)に贈与する。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から令和6年3月末日までとする。

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。